

第1日

平成23年5月2日（月）

午前10時零分開会

○臨時議長（田中保光君） これより平成23年第2回朝倉市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は20名で、会議は成立いたします。

議長選挙までの議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

日程に従いまして、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

ここで、市長招集あいさつを許可いたします。市長。

（市長登壇）

○市長（森田俊介君） 本日ここに平成23年第2回朝倉市議会臨時会を招集し、新しく市民の負託により選ばれました議員各位をお迎えすることを、心からうれしく思います。

議員各位におかれましては、先般執行されました朝倉市として2回目となる市議会議員選挙において激戦を制し、当選の榮譽に輝かれました。心よりお祝い申し上げます。

さて、本年3月に発生した東日本大震災において、被災された皆様には謹んでお見舞い申し上げます次第であります。また、亡くなられました方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災地の一日でも早い復興を願っております。朝倉市としましては、市民の皆様のご協力のもと義援金の受付を行うと同時に、一般会計から1,000万円を送金させていただきました。現在は被災地に対する人的支援について検討しているところであり、今回の我が国歴史上、未曾有と言える災害に対し朝倉市として出来る限りの支援をしなければならないと考えております。議員各位、市民の皆様のご協力を宜しくお願い申し上げたいと思っております。

さて、我が国の経済状況はリーマンショック後の経済危機をようやく克服し持ち直してきたところに今回の大震災が発生しましたため、今後の動向に十分注意していかなければならないと考えております。朝倉市におきましては合併後5年を経過し、行財政改革の効果、国の経済対策の実施及び合併に伴う地方交付税等の加算措置等により、財政状況は好転してまいりました。しかし今後は、合併加算措置がなくなる平成33年度に向けて今一層の行財政改革を行い、健全な財政運営を目指していきたいと考えております。

私は、昨年度から市政を担当させていただき2年目となる平成23年度は、

「親と子と孫と一緒に暮らせる朝倉市づくり」を目指した予算編成を行いました。議員各位におかれましては、市政運営に対しまして温かい御支援とご理解、御指導を賜りますようお願い申し上げあいさついたします。宜しく願いいたします。

(市長降壇)

○臨時議長(田中保光君) 議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時4分休憩

午前10時7分再開

○臨時議長(田中保光君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、議長の選挙を行います。

選挙の手続きにつきましては、会議規則によることといたします。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○臨時議長(田中保光君) 念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

ただいまの出席議員数は20人であります。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○臨時議長(田中保光君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(田中保光君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○臨時議長(田中保光君) 異常なしと認めます。

それでは、点呼を命じます。係長。

○議会係長(二宮正義君) 点呼いたします。

- | | | |
|------------|------------|-------------|
| 1 番鹿毛哲也議員 | 2 番半田雄三議員 | 3 番堀尾俊浩議員 |
| 4 番今福勝義議員 | 5 番稲富一實議員 | 6 番中島秀樹議員 |
| 7 番浅尾静二議員 | 8 番柴山恭子議員 | 10 番大庭きみ子議員 |
| 11 番富田栄一議員 | 12 番桑野博明議員 | 13 番村上百合子議員 |
| 14 番手嶋源五議員 | 15 番平田悌子議員 | 16 番田中哲也議員 |
| 17 番梶原康嗣議員 | 18 番草場重正議員 | 19 番手嶋栄治議員 |
| 20 番実藤輝夫議員 | 9 番田中保光議員 | |

(投票)

○臨時議長（田中保光君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（田中保光君） 投票漏れなしと認めます。

これにて投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○臨時議長（田中保光君） ただいまから開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により開票立会人に田中哲也議員、及び中島秀樹議員を指名いたします。

それでは、両議員の立ち会いをお願いします。演壇までお願いします。

（開票）

○臨時議長（田中保光君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 20票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 20票

無効投票 ゼロ票

有効投票中

手嶋源五議員 18票

実藤輝夫議員 2票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、手嶋源五議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました手嶋源五議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、告知いたします。

手嶋源五議員のごあいさつをお願いいたします。手嶋源五議員。

（手嶋源五君登壇）

○議長（手嶋源五君） 一言お礼のごあいさつをさせていただきたいと思えます。

まず冒頭に今回東日本のほうでは大変な災害がございまして、地震、津波さらには原子力発電所の事故ということで、被災地においては大変なご苦勞をなさっております、我々日本国民として全国民をあげて復興に頑張らなければならないのかなど、そういうふうに考えております。こういう中ただいま私に朝倉市議会の第4代議長という重責を与えていただきました。心から感謝申し上げます。

私は森田市長が申されていますように、親と子と孫が3代続けて安心・安全で暮らせるような地域をつくるというようなことを、皆様方さらには地域の住民の皆様方とともに、そういう地域を目指して議会と執行部との調整役と言いますか、そういうことをしながら皆様方の御意見を十分に拝聴しながら運営に当たっていきたいと考えているところであります。なかなか未熟者でございますけれども、皆様方の御指導を仰ぎながら職務に全うさせていただきたいと思っております。今後ともどうぞ宜しくお願いをいたしまして就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

（手嶋源五君降壇）

○臨時議長（田中保光君） 以上をもちまして、臨時議長の職務をすべて終了いたしました。皆様の御協力、まことにありがとうございました。

それでは、手嶋源五議長、議長席にお着き願います。

（手嶋議長 議長席へ着く）

○議長（手嶋源五君） 議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時33分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまからの議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

それでは、副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、議長の選挙と同様、会議規則によることといたします。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（手嶋源五君） 念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

ただいまの出席議員数は20人であります。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（手嶋源五君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（手嶋源五君） 異常なしと認めます。

それでは、点呼を命じます。係長。

○議会係長（二宮正義君） 点呼いたします。

| | | |
|-------------|------------|------------|
| 1 番鹿毛哲也議員 | 2 番半田雄三議員 | 3 番堀尾俊浩議員 |
| 4 番今福勝義議員 | 5 番稲富一實議員 | 6 番中島秀樹議員 |
| 7 番浅尾静二議員 | 8 番柴山恭子議員 | 9 番田中保光議員 |
| 10 番大庭きみ子議員 | 11 番富田栄一議員 | 12 番桑野博明議員 |
| 13 番村上百合子議員 | 15 番平田悌子議員 | 16 番田中哲也議員 |
| 17 番梶原康嗣議員 | 18 番草場重正議員 | 19 番手嶋栄治議員 |
| 20 番実藤輝夫議員 | 14 番手嶋源五議員 | |

（投票）

○議長（手嶋源五君） 投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 投票漏れなしと認めます。

これにて投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（手嶋源五君） ただいまから開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により開票立会人に平田悌子議員、及び鹿毛哲也議員を指名いたします。

それでは、両議員の立ち会いをお願いします。演壇までお願いします。

（開票）

○議長（手嶋源五君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 20票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 19票

無効投票 1票

有効投票中

梶原康嗣議員 16票

実藤輝夫議員 1票

村上百合子議員 1票

田中保光議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、梶原康嗣議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました梶原康嗣議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、告知いたします。

梶原康嗣議員のごあいさつをお願いいたします。梶原康嗣議員。演壇へお願いいたします。

(梶原康嗣君登壇)

○副議長(梶原康嗣君) ただいま副議長に御推挙いただきました梶原康嗣でございます。本当にここに立って責務の重大さを痛感いたしておるところでもありますし、さらに開かれた議会、議会の活性化を目指しながら、また、議長を補佐しながら一生懸命頑張らせていただきます。本当にどうもありがとうございます。一生懸命頑張ります。(拍手)

(梶原康嗣君降壇)

○議長(手嶋源五君) 議事進行上、暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午前10時48分休憩

午前10時50分再開

○議長(手嶋源五君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議員の氏名とその議席番号を職員に朗読させます。議会係長。

○議会係長(二宮正義君) それでは議席番号を朗読いたします。

| | | |
|-------------|------------|------------|
| 1 番鹿毛哲也議員 | 2 番半田雄三議員 | 3 番堀尾俊浩議員 |
| 4 番今福勝義議員 | 5 番稲富一實議員 | 6 番中島秀樹議員 |
| 7 番浅尾静二議員 | 8 番柴山恭子議員 | 9 番田中保光議員 |
| 10 番大庭きみ子議員 | 11 番富田栄一議員 | 12 番桑野博明議員 |
| 13 番村上百合子議員 | 14 番平田梯子議員 | 15 番田中哲也議員 |
| 16 番草場重正議員 | 17 番手嶋栄治議員 | 18 番実藤輝夫議員 |
| 19 番梶原康嗣議員 | 20 番手嶋源五議員 | |

以上でございます。

○議長(手嶋源五君) ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

次に、会期についてお諮りいたします。

本臨時会の会期は、お手元に配付いたしております会期日程表のとおり、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

1 番鹿毛哲也議員

2 番半田雄三議員

を指名いたします。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時52分休憩

午後 1 時55分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、

総務文教常任委員会委員に、

半田雄三議員

堀尾俊浩議員

浅尾静二議員

富田栄一議員

平田梯子議員

草場重正議員

手嶋源五議員

以上7人を、

環境民生常任委員会委員に、

鹿毛哲也議員

今福勝義議員

柴山恭子議員

桑野博明議員

村上百合子議員

田中哲也議員

梶原康嗣議員

以上7人を、

建設経済常任委員会委員に、

稲富一實議員

中島秀樹議員

田中保光議員

大庭きみ子議員

手嶋栄治議員

実藤輝夫議員

以上6人を、それぞれ指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員を、それぞれの常任委員会委員に選任することに決しました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午後 1 時57分休憩

午後 3 時05分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によ

り、

中島秀樹議員 田中保光議員 桑野博明議員
村上百合子議員 平田悌子議員 草場重正議員

以上、6人を指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました6人を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

あらかじめお伝えいたします。

本日の会議は、時間の都合上午後8時まで延長いたします。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午後3時06分休憩

午後5時17分再開

○議長(手嶋源五君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

本件は、当組合同規約第5条の規定により行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にて行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

お諮りいたします。

指名は議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会議員に、

手嶋源五議員 梶原康嗣議員 草場重正議員 平田悌子議員
桑野博明議員 大庭きみ子議員 柴山恭子議員 稲富一實議員

以上、8人を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました8人を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8人が甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

次に、甘木・朝倉・三井環境施設組合議会議員の選挙を行います。

本件は、当組合同規約第5条の規定により行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にて行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

お諮りいたします。

指名は議長において指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは、甘木・朝倉・三井環境施設組合議会議員に、

手嶋源五議員 梶原康嗣議員 田中哲也議員 村上百合子議員

大庭きみ子議員 田中保光議員 浅尾静二議員

以上、7人を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました7人を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました7人が甘木・朝倉・三井環境施設組合議会議員に当選されました。

次に、久留米市外3市町高等学校組合議会議員の選挙を行います。

本件は、当組合同規約第5条の規定により行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にて行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

お諮りいたします。

指名は議長において指名することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは、久留米市外3市町高等学校組合議会議員に、

草場重正議員 浅尾静二議員

以上、2人を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました2人を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました2人が久留米市外3市町高等学校組合議会議員に当選されました。

ただいままでの選挙で当選された方々が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。

次に、議案の上程を行います。

本日、市長から議案2件の送付を受けました。

これを一括上程し、提案理由の説明を求めます。市長。

（森田市長登壇）

○市長（森田俊介君） 本臨時会に提案申し上げております議案につきまして、提案理由の概要を説明申し上げます。

本臨時会では、専決処分について2件の議案を御提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、第43号議案朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布され、平成23年4月1日から施行されることに伴い、朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたもので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、第44号議案朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に係

る専決処分につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布され、平成23年4月1日から施行されること等に伴い、朝倉市国民健康保険条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたもので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を御説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

(森田市長降壇)

○議長(手嶋源五君) 補足説明があれば承ります。

なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

議案考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いします。

午後5時32分休憩

午後5時33分再開

○議長(手嶋源五君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案等の質疑を行います。

質疑は、申し合わせにより、同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第43号議案専決処分について(朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)を議題といたします。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第44号議案専決処分について(朝倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について)を議題といたします。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上で、議案の質疑は終わりました。

お諮りいたします。

第43議案、及び第44号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午後5時34分休憩

午後 5 時 47 分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、第43号議案専決処分について（朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。

よって、第43号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第44号議案専決処分について（朝倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。

よって、第44号議案は原案のとおり承認されました。

次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から委員会条例第36条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

閉会中の継続調査の申し出を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査の申し出を日程に追加し、議題とすることに決しました。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上をもって、本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。
これにて、平成23年第2回朝倉市議会臨時会を閉会いたします。

午後5時49分閉会